

ポスト・コロナに向けた外交実施体制の抜本的強化：  
外交・領事実施体制のデジタル・トランス  
フォーメーション（DX）の一層の促進に向けた勧告

令和3年7月  
外務人事審議会

令和3年7月

## 外務人事審議会

新型コロナウイルス感染症は引き続き国際社会に大きな挑戦を呈示している。感染拡大が長期化し、対面での国際会議や職員の往来が制限される中で、オンライン会議の活用や対面協議との併用をはじめ、外交の実施方法も変化してきている。また、感染拡大が止まらない中、一部の国ではワクチンを通じて他国に対する影響力を確保しようとする動きもあり、我が国の外交を取り巻く環境をますます複雑化させている。さらに、同時に北朝鮮の核・ミサイル開発、中国による一方的な現状変更の試みを始め、我が国を取り巻く安全保障環境は厳しさを増し、宇宙・サイバー、5Gを含む先端技術や経済安全保障等、その裾野も多様化している。

これらの課題に効果的に対処し、ポスト・コロナを見据えた国際秩序を積極的に形作っていくためには、そのための基礎となる外交実施体制を抜本的に強化することが必要不可欠である。特に、近年の政府におけるデジタル化に向けた取組の加速を踏まえ、外務省においても業務のデジタル化を進め、限られた人的資源を適正配置することで、一層、効果的に外交活動を実施できる基盤を整備する必要がある。

本審議会は、これまでも、外務公務員の在勤手当を含む勤務条件を中心とした人事管理全般について外務大臣に対して意見・勧告をしてきた。さらに近年は、多様な人材が活躍する職場環境の整備や在外公館の機能強化についても着目し、昨年には新型コロナウイルス感染症対応やデジタル・トランスフォーメーション（DX）を踏まえた勧告を行ってきたところである。本年は、こうした本審議会における議論の経緯を踏まえつつ、上述のような現状認識及び問題意識の下、業務のデジタル化の計画的かつ集中的な推進、国民の利便性向上や在留邦人保護強化のための領事体制の強化、予算・機構・定員の拡充と在外公館の機能強化を始めとする外交・領事実施体制の強化に関する具体策について以下勧告する。

## 1 業務のデジタル化の着実な推進

外交活動や旅券・証明事務を始めとした対国民サービスのオンライン化やテレワーク実施の必要性を踏まえ、外交実施体制をインフラ面で強化し、省員一人一人が柔軟かつ継続可能な働き方を実現しつつ、場所を問わず柔軟かつ迅速な意思決定を実施できるよう下支えする環境を整備する必要がある。外務省はこれまでも、様々な国際会議や首脳・閣僚レベルでのオンライン会議が頻繁に実施される中、保密の観点にも留意しつつ、安定的・機動的に省全体として共有できるオンライン会議機器を常設するとともに、在外公館においても必要な公館にオンライン会議モニターの設置を進めるなど、オンライン外交を実施する環境整備を推進してきた。また、追加のモバイルPCの調達や、本省全課室へのモバイルWi-Fiの配備、必要な在外公館へのWi-Fi環境の整備のほか、オンライン会議、チャット、ファイル共有といった多様な機能を持つコミュニケーションツールを緊急的に導入し、本省・在外公館の全職員が場所を問わず、業務を安定的に継続するために必要な環境を整備するなど、迅速に取組を推進してきたところである。

### (1) 外務省DXの推進

こうした取組を更に強化すべく、公用PCのモバイル化、公用携帯の配布拡充、統合情報管理システム（IIMS）の導入による外務省の持つ情報の集約・利活用の促進、IIMS上での電子決裁を通じたリモートでの柔軟かつ迅速な意思決定の促進等の具体策を更に進める必要がある。同時に、外交活動や対国民サービスのオンライン化やテレワークの実施が拡大する中、情報防護や情報セキュリティ対策をより強化していく必要があり、これらのために必要な予算を確保すべきである。

さらに、AI等の新技術を外交に活用すべく、AIを用いた翻訳、議事録作成及び情報収集・集約・分析並びに業務プロセスを自動化するRPA（Robotic Process Automation）等の導入を、外部の知見も活用しつつ検討し、外交力強化につなげてい

く必要がある。

このような取組を継続すべく、外務省におけるデジタル人材や秘密保全専門家の確保・育成・活用を進め内製化を図ることを目指し、そのために必要な定員や予算を拡充すべきであり、また、必要な外部委託に係る予算も確保すべきである。さらに、既存システムの利便性向上、省内での情報共有体制の整備、ルーティーン作業の効率化等を一層推し進め、適切な人員配置につなげていく必要がある。

業務の効率化を図りつつ適切に人員を配置することにより、上記のような取組に十分な定員と予算を充て、外交・領事実施体制のDXを促進することで、外交活動の一層の強化につなげるべきである。さらに、DXの一層の推進により、全体として職員の超勤時間を縮減し、職員一人一人の活躍を支える職場環境の一層の改善を図るとともに、必要な超過勤務に対しては、適正な手当を支払うための必要な予算を確保していくべきである。

## (2) オンライン外交の基盤強化

首脳・閣僚レベルの会談から事務レベルの会合まで、オンラインを用いた外交が活発化しているところ、引き続き、セキュリティを考慮したオンライン会議システムの拡充やWi-fi設備の整備・拡充を含む基盤整備を着実に推進していくべきである。特に、当面は対面とオンラインのハイブリッド形式での外交活動が展開されていくことが想定され、従来の外交活動に比して追加的な人員や費用負担が継続的に発生することを念頭に、定員や予算の一層の拡充を通して、ウィズ・コロナやポスト・コロナの時代においても力強い外交活動を進めるための基盤を強化することが必要である。

また、オンラインを活用した外交の推進に当たっては、我が国の外交活動の継続性や信頼性を維持・確保していく上で、情報防護や情報セキュリティ対策が不可欠である。したがって、かかる取組の強化・拡充のために必要な予算や人材を確保していくべきである。

## 2 国民の利便性向上や在外邦人保護強化のための領事体制強化

デジタル・ガバメント推進を含む領事業務の合理化及び効率化、在外邦人保護強化のための領事体制の強化については昨年までの勧告で指摘してきたところであるが、ポスト・コロナも視野に入れつつ、査証発給体制の強化や旅券・証明申請のオンライン化をはじめとした領事体制の一層の強化に引き続き努めるべきである。

### (1) ポスト・コロナに向けた領事体制強化

現下の新型コロナウイルス感染症の拡大への対応のみならず、ポスト・コロナにおけるインバウンド増大を見据えた査証発給体制の強化や、アウトバウンド再開に向けた領事業務の体制整備等を着実に推進すべきである。

### (2) デジタル・ガバメント推進を含む国民の利便性向上

外務省は、これまでもマイナポータル等を利用した旅券のオンライン申請、領事手数料のクレジットカード納付、査証のオンライン申請等を含めた次世代査証発給・渡航認証管理システムの導入、各種証明のオンライン申請等の検討といった施策を進めてきているところであるが、引き続き、国民の利便性と領事業務の効率化を共に高めるべく、必要な予算を確保し、旅券・証明申請のオンライン化等を含む取組を推進すべきである。

### (3) 在外邦人の安全確保に向けた体制強化

緊急事態における邦人の安全で迅速な退避を含む邦人保護は、外務省が担う最も重要な責務の一つである。特に、新型コロナウイルスへの対応に際しては、局地的な邦人保護だけでなく、全世界的な規模での邦人保護、退避オペレーションが発生した。この教訓も踏まえ、大規模な邦人保護を必要とするようなあらゆる緊急事態に備え、本省領事局及び在外領事担当官の増員や必要な体制・予算の整備等、領事体制の抜本的な強化を引き続き推進すべきである。

### 3 予算・機構・定員の拡充と在外公館の機能強化

上述までの勧告内容を実現する上での基盤として、次に掲げる取組を進めるべきである。

#### (1) 予算・機構・定員の拡充

普遍的価値に基づく国際秩序の維持・発展に向けて、多国間主義を尊重し、自由で公平な秩序・ルールを構築していくために効果的な外交活動を強力に展開することができるよう、外務省予算を大幅に拡充する必要がある。

我が国の国民が世界のあらゆる地域で活躍していること、局地的な対応が必要な事案が増加していること等を踏まえ、在外公館数 250 の目標を早期に達成すべく、在外公館の戦略的な新設について、既存の公館の機能強化を図りつつ、真に外交力強化に資する形で実現すべきである。

また、外交実務を支える職員を十分に確保するため、定員 6, 500 の目標の速やかな達成を図るとともに、この目標の達成後も定員の一層の拡充を進めるべきである。

#### (2) 在外職員が一層活躍できるための支援の拡充

在外公館においても多様な働き方が可能な職場環境が求められており、安心して働けるようにすることが不可欠である。その観点から、過去の勧告を受けて、外務省が令和 2 年度から高額の共益費を支払っている在外職員を対象に、共益費の一部を家賃額に算入し、住居手当として支給できるようにしたこと、また、令和 3 年度から、国内の幼保無償化の動きも踏まえつつ、子女教育手当の支給開始年齢を 4 歳から 3 歳に引き下げたほか、共済組合において、職員の親族等に介護が必要になった場合に備え親介護保険を導入したことを評価する。

最近では在外職員の約半数が独身者であるか単身で赴任しているほか、共働き世帯や単身子連れ世帯も増加傾向にあるなど、在外職員の家族構成の変化や働き方の多様

化が見られる。また、在外赴任に消極的な職員も一定数増加傾向にある。このような状況に鑑み、在外赴任に係る障害の解消も視野に入れつつ、全在外公館を対象としたアンケート調査が実施されたことに留意する。民間企業や他の先進国政府でも同じような課題に直面していることが予想されるため、これら民間企業や先進国政府における同種の制度の例も参考にしつつ、柔軟かつ強力な外交を実施する環境を整備するとこの観点から、配偶者に係る論点も含め、現行制度の妥当性や改善点について引き続き検討すべきである。

これらに加え、在勤手当以外でも、在外職員が健康を保ちつつ十分にその能力を発揮するために必要な支援制度を引き続き検討・措置すべきであり、例えば、在外職員による休暇取得に際し、新型コロナウイルス感染拡大を受けて追加的な費用負担が発生しているが、これを軽減し、適切な健康管理が実施できるよう、必要な対応を検討・措置すべきである。

また、在外公館においても、情報防護や情報セキュリティ対策を施しつつテレワークを実施する上での必要な基盤整備や、AIを活用した外交力強化は必須である。

### (3) 在外公館施設の整備と警備対策強化

「日本の顔」である在外公館は、外交活動の重要な拠点であると同時に、邦人保護の最後の「砦」である。引き続き、在外公館の機能を一層強化するため、環境社会配慮、感染症対策といった社会要請に応じた対策や老朽化した施設の長寿命化を含む施設整備及び安定的な外交基盤の確立に向けた施設の国有化の推進は重要である。

また、在外公館の警備対策の一層の強化は喫緊の課題であり、テロを主体とする脅威に対する対策強化の観点から、移動時の安全対策の強化(必要な防弾車の配備等)、警備対策専門家の増員など、警備対策の質・量両面での強化と底上げを図るべきである。

今般の新型コロナウイルス感染症対策を含め、最後の「砦」である在外公館の機能を十分に活用するためにも、在外職員を守るための感染症対策に万全を期すための施

策を拡充すべきである。

#### (4) 公邸料理人

公邸会食を通じた人脈構築・情報収集は外交活動の重要な生命線である。引き続き、恒常的に質の高い公邸料理人を確保し続けるためにも、契約形態の見直しを通じて、公邸料理人の地位向上、待遇改善を図るべきである。

#### (5) 医務官の積極的な採用

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、在外公館における医務官の知見活用に係る必要性が改めて認識されている中、優秀な医務官の確保は喫緊の課題である。臨床医としての専門性を維持するための在外における研修機会の拡充や、医務官活動の広報強化、医務官の俸給増額（3級ポストの増加）等を通じ、医務官採用に向けた取組を引き続き強化すべきである。

以上